

## いじめの防止等のための基本的な方針

北海道幌加内高等学校

北海道幌加内高等学校（以下、本校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

### 1 いじめの防止基本方針

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは「本校生徒に対して、他の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

#### (2) いじめ防止等のための対策の基本理念

本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

(ア) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。

(イ) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。

(ウ) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

(エ) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織

本校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に「いじめ対策委員会」を組織する。

#### (1) いじめ対策委員会

委員長：校長

委員：教頭、生徒指導主事、舎監長、学級担任、学校養護看護師

心理関係専門委員：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

#### (2) いじめ対策委員会の役割

##### (ア) 発覚から解決までの方法

##### ①いじめに関する事象が発見された場合の報告義務

すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職にすみやかに報告をする義務がある。

##### ②いじめ対策委員会の招集

校長は生徒指導主事・舎監長・担任による注意、指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に委員の招集を行い、いじめ対策校内委員会を開催する。

##### ③いじめの解決への方針の決定と連絡体制

委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。なお委員長は幌加内町教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

#### ④重大事態への対処

いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

#### ⑤事後指導

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。

#### (イ) 緊急事態への対応

- ①深刻な事案に迅速に対応できるよう委員会は上川教育局の担当指導主事とも連携を行う。
- ②委員会はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、解決困難な問題の支援をいただく。

#### (ウ) 実態把握の改善

- ①委員会は、いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。
- ②学校評価においてもいじめに関する質問項目を設け、校内体制の改善に努める。

#### (エ) 教職員の取組支援

##### ①いじめ対策に関する指導資料の活用

委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。

##### ②教職員研修の実施

委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。

##### ③インターネットを通じて行われるいじめの防止

委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

### 3 いじめの予防等に関する措置

#### (1) いじめの防止

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (ア) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (イ) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (ウ) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用する。
- (エ) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (オ) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (カ) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (キ) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・寮・関係機関が全力で実態把握に努める。

- (ア) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個人面談等)
- (イ) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- (ウ) 保護者と情報を共有する。(通信・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)
- (エ) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)
- (オ) 寮職員との情報交換を密接に行い、寮生活の十分な把握に努める。

4 いじめ対策の組織図

